

『さあ投票 選挙の主役はあなたです』

第25回参議院議員通常選挙について

1 選挙の種類と日程

- 選挙期日 7月21日(日)
- 投票時間 午前7時から午後8時まで

2 投票ができる人

平成13年7月22日以前に生まれ、平成31年4月3日以前から引き続き田尻町の住民基本台帳に記録され、選挙人名簿に登録されている人

3 投票所入場整理券が届かなかったときは

あらかじめ郵送される投票所入場整理券が万一、届かなかった場合は、投票当日までに選挙管理委員会までお問い合わせください。

なお、紛失された場合は、投票当日に投票所でその旨を申し出ていただければ投票することができます。

4 期日前投票をするには

仕事や冠婚葬祭の予定のある方、旅行や買い物で投票日に投票できない方は、田尻町役場で期日前投票ができます。

期日前投票	期間	7月5日(金)から7月20日(土)まで
	時間	曜日を問わず、午前8時30分から午後8時まで

※ この制度では、期日前投票を行おうとする日に選挙権を有している必要があります。例えば、投票日当日には18歳を迎えるが、期日前投票を行う日にまだ17歳で選挙権を有しない人は、期日前投票をすることができません(この場合、不在者投票をすることができます。)

※ 期日前投票される方は、あらかじめ投票所入場整理券の裏面「期日前投票宣誓書」に必要事項を記入いただき、この入場整理券をご持参いただくとスムーズに投票していただけます。

5 視覚に障がいのある人は

点字で投票することができますので投票所にて係りの者に申し出てください。

6 不在者投票について

○田尻町以外の滞在地での不在者投票

「不在者投票宣誓書・請求書」により選挙管理委員会に投票用紙等の請求をすると請求書に記載した住所に投票用紙等が送付され、最寄りの市区町村の選挙管理委員会に持参して不在者投票をすることができます。

不在者投票ができる期間は、選挙期日の公示日の翌日から選挙期日の前日までとなっており、また、投票用紙が投票日の締切時間までに選挙管理委員会に届く必要があります。

○不在者投票指定施設での不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が不在者投票施設として指定した病院(介護老人保健施設を含む。)、老人ホーム、身体障がい者支援施設、保護施設については、その施設内において不在者投票を行うことができますので、現在、入院又は入所中の病院又は施設が指定施設の場合は、病院又は施設に不在者投票をしたい旨を申し出てください。

7 郵便等による不在者投票について

○郵便による不在者投票のできる人

身体障がい者手帳、戦傷病者手帳又は介護保険の被保険者証をお持ちの方で、次のような障がいのある選挙人の方は、一般の不在者投票のほかに、現在する場所(自宅など)で投票をする「郵便等による不在者投票」の方法があります。

- 身体障がい者手帳をお持ちの方で、手帳に次の記載がある方
 - ・両下肢、体幹の障がい又は移動機能の障がいの程度が、1級又は2級

- ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がいの程度が、1級又は3級
- ・免疫又は肝臓の障がいの程度が、1級から3級まで
- ※ 身体障がい者手帳をお持ちの方で、障がいの程度が上記の障がいの程度に該当することを、大阪府内の市町村長が証明した方も該当します。
- 戦傷病者手帳をお持ちの方で、手帳に次の記載がある方
- ・両下肢、体幹の障がいの程度が、特別項症から第2項症
- ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸又は肝臓の障がいの程度が、特別項症から第3項症
- ※ 戦傷病者手帳をお持ちの方で、障がいの程度が上記の障がいの程度に該当することを、大阪府知事が証明した方も該当します。
- 介護保険の被保険者証をお持ちの方で、被保険者証に次の記載がある方
- ・要介護状態区分が要介護5
- ※ 郵便等による不在者投票ができる方のうち、自分で記載ができない方で一定の障がいをもつ方については、あらかじめ市区町村の選挙管理委員会の委員長に届けた選挙権のある方に投票に関する記載をさせることができます（代理記載制度）。

○郵便等による不在者投票の手続

「郵便等投票証明書」が必要です。お持ちでない方や有効期限が切れた方は、選挙管理委員会に交付申請を行ってください。代理の方でも申請できますが、申請書にはご本人の署名が必要です。なお、代理記載の方法による投票を行うためには、郵便等投票証明書の交付申請に加えて、あらかじめ代理記載の方法による投票を行うことができる方であることの証明手続きと代理記載人となる方の届出の手続を行っておく必要があります（これらの手続を同時に行うことも可能です。この場合、選挙人の署名は不要です。）。

○投票用紙等の交付請求

郵便等による不在者投票用紙等請求書に、あらかじめ交付を受けた郵便等投票証明書を添えて、投票日の4日前までに、選挙管理委員会の委員長に対して、郵便等により投票用紙の交付を請求してください（代理記載の方法で投票する場合は、請求書に代理記載人の署名が必要です。）。